第31回食品の表示に関する共同会議

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会 食品表示調査会

農林水産省 農林物資規格調査会表示小委員会

日時:平成18年12月6日(水)

10:00~12:00

場所:厚生労働省6階 共用第8会議室

議事次第

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) 加工食品の原料原産地表示の見直しについて
 - (2) 玄米及び精米品質表示基準の見直しについて
 - (3) その他
- 3. 閉会

配付資料

資料1 第30回共同会議における主な意見

資料2 緑茶飲料について(案)

資料3 あげ落花生(バターピーナッツ)について(案)

資料4 玄米及び精米の品質表示基準について

第30回共同会議における主な意見

(原料原産地表示の考え方について)

- 原産地より加工技術の方が製品に影響するものは対象としない、原料がその製品に大きな影響をもつものに義務付けるということで、原料原産地表示に意味があるものは行っていくと言うことではないのか。
- 加工度の判断において曖昧な点は残っていると思われ、加工が重なると表示が 難しくなるかもしれないが、義務化の対象となっていないものでも消費者感覚から すると加工度が低い思われるものが対象となるような整理が必要。
- 加工度が高いものや複雑なものは義務化出来ないということは、逆に消費者は加工度が高かったり、複雑だから誰がどのように作っているのか知りたいということになる。いろいろな情報提供のあり方を事業者からも実施してもらい、今後、さらに議論を深めるべき。
- 生活防衛型の安価な商品を扱う店舗に一定の需要があり、これらの製造は中小メーカーが担っている場合が多いように思う。価格をいかに抑えるかという観点で苦労しているこれら中小メーカーにとっては、表示が厳格となると大変だと思われる。

- 日本の食料自給率が非常に低いことを消費者が実感していない中で、最終的な自給率の確保あるいは上昇とかも考えて、食全体を踏まえて原料原産地表示をどこまで義務付けるのか検討する必要がある。
- 大手と中小という話は、地産地消のような取組において、むしろ地域の中小メーカーが国産使用に積極的に取り組んでいて、大手が輸入を使っているというような品目もあり、一面的なものではない。加工度の判断基準や実行可能性など品目間で多少のブレがあることも事実だが、今後、議論を詰めていく課題だ。義務と任意や品目毎の状況など極論と極論をぶつけるのではなく、今後、報告書でもまとめたように、任意での情報提供の促進などの取組を踏まえて相互理解を深めていくべきもの。
- 表示をして欲しいという意見は、一つには国産のものを食べたいという気持ちがある中で、任意で表示してあるものを選べばよいが表示がなければ選べない状況もあり、なんとか表示して欲しいというもの。このような要望の中には、国産と外国産で良いから表示して欲しいと受け取れる意見もあったと思うが、国産のものを選別する手段が欲しいということではないか。将来的には、外国産というような表示も含めて検討するのではないか。

(緑茶飲料について)

- 茶葉段階のブレンドで「緑茶」として売るものと、抽出して売る「緑茶飲料」で、その茶葉段階のブレンドの過程が品質に大きく影響するので、「緑茶」と整合性を図る観点からも「緑茶飲料」を対象にしてよいのではないか。
- 消費者ニーズに対応して企業が自発的な表示を行うことが原則であり、大手 メーカーのほとんどが自主的に原産地表示をしている中で、義務化して中小企業 が対応できるのかについて疑問がある。
- 消費者側として「緑茶飲料」に対する原産地表示の希望があるということは感じている。
- 義務付けられている「緑茶」の中に、フリーズドライのようなインスタントティー、 要は抽出した茶を固めたものが対象となっているが、既に「緑茶飲料」より加工度 が高いものが対象となっており、「緑茶飲料」との関係をどう整理するのか。加工 度の差について明確な概念がないのではないか。
- 中国産の緑茶飲料を飲んだが、非常に不味かった。日本茶は日本の食文化を 支えて来たものであるとすれば、それなりの責任があるのではないか。
- 中小に負担がかかるとの意見もあったが、食品添加物は既にすべて表示義務化しており、現在表示されている。
- 具体的にヒアリングをかけたりして実行可能性について検証すべき。

(あげ落花生について)

- ○「あげ落花生」については、いわゆるピーナッツとして「いり落花生」と区別されずに流通しているとの実態の意見陳述があり、「いり落花生」との整合性を図る観点から原産地表示の対象として良いのではないか。
- ○「揚げる」という行為の整理が必要ではないか。日本食品標準成分表での分類等を確認して欲しい。
- ○「あげ落花生」は落花生の特殊性として原料原産地表示の対象として良いのではないか。

緑茶飲料について(案)

業界団体からの推薦に基づき、中小メーカーを含めて実行可能性等について 説明・ヒアリングを実施

(実行可能性について)

- 〇 国産の3、4番茶と輸入茶葉が価格的に競合しており、同一価格帯から製品(緑茶飲料)の品質(味)に合った原料を調達している。緑茶飲料の味を決めていく過程で、茶葉のブレンド内容が決まる。
- 〇 (必要性には疑問があるが)原料を変更すると製品の味が変わるため原料を大幅 に変更することは通常行わないので、原料原産地を表示することは可能。
- 製品価格に占める原料茶葉の割合は他の飲料に比べると低い。

(ヒアリングで出されたその他の意見)

(義務化することについて)

- 抽出した後に、濾過、調整などいくつかの技術を経て製品としており、必ずしも 加工度が低いとは思っていない。
- 8割程度の商品で自主的な表示をしている状況において、いまさら義務化しなくてもという疑問はある。

(義務化された場合の影響)

- 原料原産地が義務付けられると、中国産茶葉から国産に切り替えるメーカーが 出てくることが予想される。
- これにより日本産茶葉の競合がおき、日本産茶葉の買い占めや原料価格が上がることが懸念される。

(その他)

- 仮に義務化される場合、緑茶飲料の対象範囲を明確化する必要。
 - 緑茶以外の原料との混合茶
 - カテキン等特定物質を抽出したものを混ぜた場合

(緑茶飲料の製造メーカーの状況) [日本清涼飲料工業会の資料をもとに事務局が分析]

1. 緑茶飲料の製造企業数(※緑茶飲料のみを製造している企業はない。)

独自ブランドをもつ企業 41社 うち中小企業数 12社 (割合 29%)

〔食品製造業の中小企業の割合 99.4%〕

出典: 平成15年工業統計表「企業統計編」

このほかスーパーなどのプライベートブランド(PB)や、大手の下請け生産を行っている企業があると考えられる(統計なし)が、表示義務が課されるのはPBを企画した販売者(スーパーなど)となる。

2. 中小製造メーカー12社の内訳

乳業メーカー 1社

酒類メーカー 1社

大手グループ企業 3社

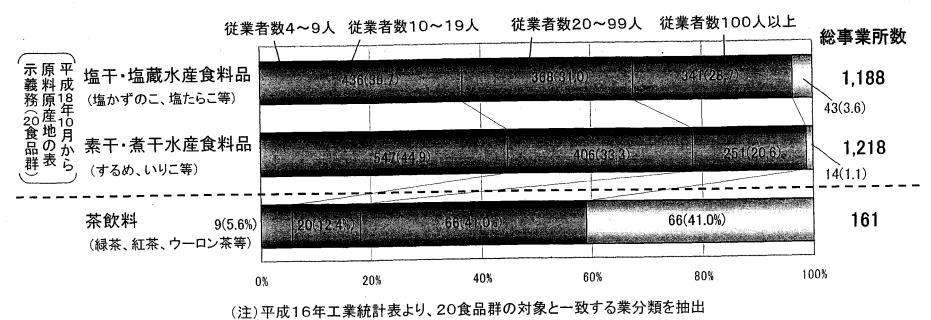
その他 7社

○ 実行可能性について

加工食品の原料原産地表示の義務付けにおいて考慮される実行可能性は、「原産地の違う原料をブレンドしている、頻繁に変わるなど実質的に表示の実行が難しい場合」であり、原料原産地の義務表示対象品目の選定要件に当てはまるものについては、中小企業・大企業、あるいは現状の自主的な表示の取組状況を問わず表示の義務付けを行っている。

【参考】

○ 品目別の従業者規模の割合(従業者4人以上の事業所)



○ 緑茶飲料の対象の考え方[案]

- 基本的な考え方
 - ・ 加工食品品質表示基準の別表2「5 緑茶」を「5 緑茶及び緑茶飲料」に改正
 - ・ 緑茶飲料については、「飲料の原料として使用した茶葉の原産地」が表示の 対象
- 〇 具体的な事例
- (1) 玄米茶など茶葉以外との混合した場合 抽出前の段階の原料茶葉、玄米等他の原材料の重量割合で、茶葉の割合が 50%以上の場合に対象となる。(緑茶と同様の考え方)
- (2) カテキンなど茶葉の成分の一部を抽出したものを混合している場合 カテキン等特定成分を抽出した原料茶葉の原産地は表示の対象としない。 原材料として「カテキン」等の原材料名を表示することになる。

(参考1)

【緑茶飲料の位置づけ】

- (1)20食品群への義務付けにあたっては、あらゆる加工食品を対象に、
 - ① 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- ② 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品との示された要件に基づき表示を義務づけるべき品目を横断的に整理、検討した結果、20の加工食品群を義務表示対象品目としたところ。
- (2)緑茶飲料については、報告書の要件に基づき作成・公表(平成15年11月)し意見募集を行った対象品目リストにおいて「加工の程度から選定要件①の品目群には分類されないものの「原産地に由来する原料の品質が製品の品質に大きく反映されると一般的に認識されている」可能性のある品目」として区分された。
- (3)その後の公開ヒアリング、パブリックコメントにおいて、果実飲料、野菜飲料とともに、 以下のように整理された。(平成16年3月)

以下の点から現時点で義務表示対象品目とすることは不適切である。

- ・飲料は一般に搾汁、抽出、ブレンド等の加工技術によって一定の品質を維持しており、加工度が低いとはいえない。
- 輸入原料果汁の場合、原料果汁の原料である果実の原産地についての情報が得られないことから、正確な表示が困難。
- (4)さらに、平成18年4月の「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」において、平成15年のルールを踏まえて、具体的な選定要件が示され、緑茶飲料とあげ落花生が議論の対象とされたものである。

(参考2) 第30回共同会議資料より 品目別(緑茶飲料)についての考え方の整理

	主な意見					牛との関係			
	・20食品群の表示義務対象品目に緑茶(リーフ)があり、同一原料により製造される緑	〇緑茶飲	料の生産量(単位:千キロ	リットル)				
	茶飲料も同じ扱いとすべき。(個人、農業生産者団体)		_ 平成口平	于队12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
	・最近ではペットボトルのお茶を飲む機会が多いので、安心して飲むことができるよう原		661	1,010	1,421	1,568	1,783	2,365	2,648
	料原産地表示を義務づけてほしい。(個人)	変化率	100	153	215	237	270	358	401
	・輸入茶葉と日本茶葉の品質については、製造技術及び品種に差がありかなりの品質								
	の差がある。(農業生産者団体)	〇原料(約	录茶(リーフ))	の輸入量(単	位:トン)				
	・輸入茶葉と日本茶葉の価格については、日本茶葉の一番高いものが2,500円/kg位		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
	で、輸入茶葉は、300円/kg位であり、日本茶葉でいう4番茶あたりに該当する。(農業		12,047	14,328	17,739	11,790	10,242	16,995	15,187
	4. 本本口 (4.)	変化率	100	119	147	98	85	141	126
養成	生産も凹体) ・パッケージのデザイン、CM等により、緑茶飲料=日本産という認識を多くの人々が		·		<u> </u>				
	持っている。(個人)	〇加工	工程						
	・原料の外国産の緑茶は輸入後、国内の実需者によって「緑茶」、「緑茶飲料」等に仕			、茶葉同士	のブレンド.	抽出等を終	明み合わせ	て使用	
		の主な原	原料の主な	輸入先		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	けされる製品(緑茶)と義務づけされない製品(緑茶飲料)として混在して流通しており、			输入先 : 中国	≣96%(H1	7)			
	最近は輸入茶が大幅に増加している。(農業生産者団体)		の緑茶の生			•			
	・ブレンド、火入れ技術等が複数多岐にわたる等の理由から、義務づけを反対する意			00トン)、平	成16年(10	0.700トン)、	平成17年	(100,000)	ノ)
	見があるが、これは、緑茶及び緑茶飲料とも共通の重要な技術であり表示義務を峻別	, ,,,,	, , , , , ,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. ,	,
	する理由にならない。(農業生産者団体)								
	・購入する際は、メーカーや商品名、ブランドで選んでおり、原料の原産国を気にして購	O対象(の考え方(3	₹)					
	入はしていない。(個人、事業者、事業者団体)	製造	・販売量が	大幅に増加	している。				
	・今でも国産と表示している商品があるので、任意の表示で十分である。(個人、事業			え、原料原		まの葉 を捕	あんだ地では	はなく「荒茶」	の製造地
	古、事業者団体)	としてお	り、荒茶を何	土上げ加工	した緑茶(リ	一フ)は、原	和原產地	の表示義務	付けの対
	- ・無理に義務化を求めることは、意図しない及び意図的な虚偽表示を招きかねない。 	象となっ	ている(緑	茶、緑茶飲	料は、20食	品群の選定	の過程に	おいて、加コ	この程度か
	「無理に報告にそれののことは、思因しなが及び思因的な証例を外と指される。	らではた	く「原産地」	こ由来する	原料の品質	が製品の品	温質に反映る	されると一角	段的に認識
	「個人」 ・原産地が品質に対して与える影響は極めて小さい。影響を与えるのはあくまで茶葉の	されてし	る可能性	のある品目	として意見	募集が実施	され、検討	された)。	
	一品質そのものでありその原産地ではない。消費者に好まれる原産地のものであれば、	- 緑茶	飲料におい	ては、茶葉	からの抽出	(飲料として	の茶の品質	質を保ち充.	真を実施)
	同品質でなくても優良であると誤認されてしまう可能性がある。(個人、事業者、事業者	を行うエ	程があるか	バ、緑茶飲料	の抽出前の	の茶葉のブ	レンド・仕上	げの工程は	は、緑茶
	商品員ではくても変長であると誤認されてしょう可能性がある。(個人、事業者、事業者 団体)	(1)-7	においても	実施される	。緑茶(リー	つ)、緑茶館	次料ともに原	料茶葉の	異定、及び
	[2]1年/	1-4-	ブレンド・仕」	レルナスマモ	ロボ スクイ	つい 大学の	ロ母を七十	- オス重要が	・役割を里
	1. 今公た色担が終生し ってんがながけ 消費者の利益にけたらたい (個人)	しょしなっ	イレント・コー	11145011	金か、ゲリオ	うしいしてきひ		コリの手を	ナルロリピ 不
	・余分な負担が発生し、コストがあがり、消費者の利益にはならない。(個人) ・消費者は原産地に対し、日本産に比べて中国産は安全性や品質に対する信頼性の		へると考えら		注か、ている	いっている	加貝で圧す	110至女(* IX BI C 7

・消費者は原産地に対し、日本産に比べて中国産は安全性や品質に対する信頼性の面で劣っているというイメージが存在している。そのような中で、義務化をすれば、大手を中心に日本産が集中している傾向が強まり、中小企業では日本産の茶葉の調達が困難になり、また、日本産の茶葉の仕入価格の高騰を招く結果となる。(個人、事業者、事業者団体)

・原産地という商品の選択肢は増えるが、同じ原産地であっても異なる品質の商品が存在するようになることが容易に推測でき、消費者のメリットよりも混乱をもたらすおそれがある。(事業者)

- ・常に安定した味を出すためにブレンドなどをしており、加工度が低いとはいえない。 (個人、事業者)
- ・義務化にあたっては、国産、外国産の表記に留めるべき。(農業生産者団体、事業 者)

たしていると考えられる。 - 以上のことを踏まえると、原料の茶葉の品質を踏まえてブレンド・仕上げされる「緑

あげ落花生(バターピーナッツ)について(案)

落花生加工品の分類について •日本標準商品分類 ・五訂 日本食品標準成分表 (平成17年4月改訂) (平成2年6月改訂) 分類 らっかせい(落花生) 分類 ピーナッツ製品(落花生油を除く。) ピーナッツバター しいり こバターピーナッツ バターピーナッツ いりさや落花生 大粒種の種皮を除いた種子を植物 いり落花生 油で揚げた後、食塩で味付けしたもの ピーナッツバター その他のピーナッツ製品 煎った種子をすりつぶし砂糖、食塩 (落花生油を除く。) 及びショートニングを加え練ったもの

(現状)いわゆるピーナッツ

いり落花生

義務表示の対象

あげ落花生

義務表示の対象でない

(バターピーナッツ)

(考え方) あげ落花生(バターピーナッツ)については、いり落花生とともにいわゆるピーナッツとして流通しており、当該食品の整合性を図る観点から原料原産地表示の対象品目とする。

(加工食品品質表示基準の別表2「7 いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類」を「7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類」に改正)

日本食品標準成分表による落花生の栄養成分

(参考 五訂 日本食品標準成分表)

食品名	食品番号	廃棄率 (%)	エネルギー		水分 (g)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	炭水化物 (g)	灰分 (g)
			(kcal)	(kJ)	\6/	\6/	(5/	\6/	(8)
乾	05034	30	562	2,351	6.0	25.4	47.5	18.8	2.3
いり	05035	30	585	2,448	2.1	26.5	49.4	19.6	2.4
バターピーナッツ	05036	0	592	2,477	2.4	25.5	51.3	18.2	2.6

		無機質(mg)									
食品名	ナトリウム	カリウム	カルシウム	マグネシウム	リン	鉄	亜鉛	銅	マンガン		
乾	2	740	50	170	380	1.6	2.3	0.59	1.56		
いり	2	770	50	200	390	1.7	3.0	0.69	-		
バターピーナッツ	120	760	50	190	380	2.0	3.1	0.64	2.81		

		ビタミン											
食品名		Α(μg)						E(mg)					
	レチノール	カロテン α	カロテンβ	クリプトキサンチン	βーカロテン当量	レチノール当量	トコフェロール α	トコフェロールβ	トコフェロールィ	トコフェロール δ			
乾	(0)	_			6	1	10.1	0.4	6.0	0.3			
いり	(0)			_	7	1	10.6	0.3	7.1	0.3			
バターピーナッツ	(0)	_		_	6	1	1.9	0.2	3.3	0.4			

		ビタミン										
食品名	D(μg)	К(μg)	B1(mg)	B2(mg)	ナイアシン(mg)	B6(mg)	B12(μg)	葉酸(μg)	パントテン酸 (mg)	C (mg)		
乾	(0)	Tr	0.85	0.10	17.0	0.46	(0)	76	2.56	(0)		
(\r)	(0)	Tr	0.23	0.10	17.0	0.46	(0)	57	2.19	(0)		
バターピーナッツ	(0)	1	0.20	0.10	17.0	0.48	(0)	98	2.42	0		

	脂肪酸(g)			コレステロー		食物繊維(g)		食塩相当量	
食品名	飽和	一価不飽和	多価不飽和	ル (mg)	水溶性	不溶性	総量	良塩和ヨ黒 (g)	
乾	8,33	22.76	13.74	(0)	0.4	7.0	7.4	0	
いり	8.95	24.44	14.75	(0)	0.3	6.9	7.2	0	
バターピーナッツ	9.90	22.72	15,16	(0)	0.5	6.4	6.9	0.3	

※1 成分値の表示はすべて可食部100gあたりの数値である。 ※2 当該成分が含まれてはいるが、最小配載量に達しない場合、「Tr」と記載している。 ※3 当該成分が、文献等により含まれていないと推定される場合は測定せず、「(O)」と記載している。 ※4 四訂成分表再収載食品の未収載成分については、「一」と記載している。

(参考) 第30回共同会議資料より 品目別(あげ落花生(バターピーナッツ))についての考え方の整理

〇あげ落花生(バターピーナッツ)

	主な意見					牛との関係			
	・渋皮を剝いて油で揚げただけであり、原料の品質が大きく反映する。バターピーナッツ	〇落花生	の輸入量(単	位:トン、むき	み換算)				
1 .	の原料落花生の重量比は97%以上である。(事業者団体)		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
1	・バターピーナッツは、元々は油で揚げた落花生にバターをまぶし塩等をしたもので		43,656	45,707	42,771	41,470	44,644	41,397	41,425
	あったが、現在はバターをまぶす事はほとんど無い。(事業者団体)	変化率	100	105	98	95	102	95	95
	・義務化対象となっている「いり落花生」は、炒った落花生に塩等をしたものであり、油								
	で揚げた落花生と加工度で差がない。(事業者団体)	〇バター	ピーナッツの	輸入量(単位:	トン)				
	・いり落花生と油で揚げた落花生は、商品の取り扱い上、特に区分しているわけではな		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
	い。(事業者団体)		33,307	32,959	33,828	35,552	38,046	37,536	38,685
恭랎	・中国で加工されたバターピーナッツが激増し、市場の80%を占めるに至っている。	変化率	100	99	102	107	114	113	116
貝以									
1	・バターピーナッツは、市場では「いり落花生」と同じ範疇の商品として取り扱われてい	〇加工	工程						
1	る。(事業者団体) ・一般論でもあるが、「原料原産国表示」と「加工国表示」が消費者にはっきりわかる事	· 油で	揚げた後、	油をきって塩	等で味付け	けする。			
	・一般論でものるが、「原料原産国教外」と「加工国教外」が消費者にはりとりれる事 が重要である。(事業者団体)		原料の主な						
	が主女(のも)(宇木石口作) 	・ 落花	生の輸入先	৳:中国70%	🏻 アメリカ2	.2%(平成	17年)		1
1									
		<u> </u>	ο ± = ± /=	5 \				*****	
1			の考え方(乳			L A +	دد. الما في	11.341 1.3	+ + × TE +
L				生にバター					
I	・ 意見なし。			:商品はほと るいは単に					אימנטט
		ブーしー	ことソン、の	っている「い	ニーナック、	洛化生とし ナーかったタ	て敗死で化	しいる。 空太! たま <i>の</i>	つでおし
				で揚げた落れ				す をしたもの	, (0)-7.
1				げ落花生は				っずに流通	ている
1		0.57	#76上での)	//H16116		71/0 -1-1	引ったがです	O FICHILITIES	C C 0 0 0
1		. E/ F	のことを跳っ	まえると、い	わゆるピー	ナッツとして	特に区別さ	いれずに流道	針っている
1				り落花生」は					
反対				ことから、「は					
				図ることが			1.7.3 NAME IN		, , ,, _{,,}
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2 2 2 10 0	0 75 8			
ļ									
1									
									
1		l							

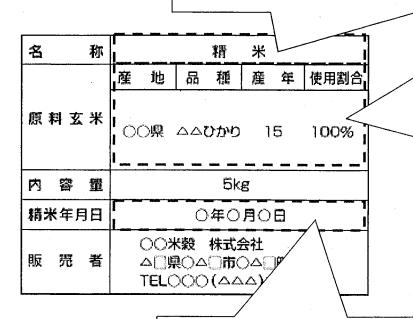
資料4

玄米及び精米の品質表示基準について

(表示制度の概要)

- ・容器に入れ、または包装された玄米及び精米に限り、「玄米及び精米品質表示基準」に従い表示を行う。
- 下記の表示事例に示す様式により、定められた表示事項を表示する必要。

玄米、もち精米、胚芽精米(胚芽を含む精米が80%以上)、うるち精米(うるちは省略可)の中から記載する。



国内産の米については、農産物検査証明に基づき、産地、品種、産年を表示するとともに、その使用割合を①単一銘柄の場合に100%と記載、②ブレンド米の場合は、記載した品種名等の使用割合を%単位で記載する必要がある。

農産物検査証明を受けていない米においては、産地、品種等を表示することができない。(括弧を付して未検査米と記載することができる)

玄米は調製年月日を、精米は精米年月日を、 輸入した米については、それらが不明である 場合、輸入年月日を記載する。

検討項目1 包装された玄米、精米のみが、「玄米及び精米品質表示基準」の 対象となり、表示事項が義務付けられている

バラ売りされるものや、事例は少ないが籾の販売には適用されない

※ バラ売りされるものには、生鮮食品品質表示基準が適用され、 名称と原産地が表示されることになる。



《検討課題》

容器に入れ、あるいは包装された玄米、精米以外の表示をどうするか

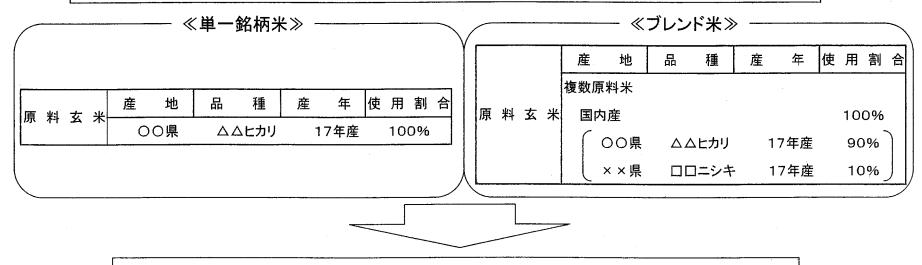
- ・バラ売りに関しても表示を行うとした場合の具体的な考え方
- ・包装していないため、ポップ等による表示が基本となることから、 どの様な項目を表示する必要があるか

等について検討

検討項目2. 使用割合を%の単位で表示しなくてはならない

使用している原料玄米について表示する場合、①単一銘柄の場合、使用割合を100%と記載、②ブレンド米の場合、記載した産地品種銘柄の使用割合を%単位で表示することとなっている。

一方、農産物検査等検討会において、農産物検査を受けた米であっても意図せざる他品種の混入を完全に防ぐことは困難であるとの議論になったことと100%という表示は齟齬をきたしており、また、他品種が全く混入していないとの誤認を与えることが懸念される。



《検討課題》

生産、流通等の実態から他品種が全く混入しない様な管理を行うことは困難であり、消費者に誤認を与えない表示方法について

検討項目3. 国内産の米の場合、農産物検査を受けた証明があるものしか 産地、品種、産年を表示できない

米が大量に全国流通し、産地や品種の違いにより価格に差が出るなどの流通実態から、取引の基準となる農産物検査は重要な役割を持っている。

- 一方で、農家が直接米を販売する場合に、自分が作った米であるにもかかわらず、
- ① 農産物検査を受けなければ、産地、品種、産年を表示出来ない
- ② 検査を受けても産地品種銘柄に設定された品種でないと品種名を表示出来ない

などの意見がある。



《検討課題》

産地、品種、産年について農産物検査証明と同等の信頼性が確保できる 手法による表示が出来るようにするのか

検討項目4. その他

- 〇 精米年月日
- 〇 精米と玄米の区分
- 在来の品種の取扱い
- 赤米、紫黒米等、あるいは古代米の取扱い

等

(参考資料)

(「米の農産物検査等検討会(平成18年10月6日、11月10日開催)」資料より抜粋)

- 〇 農産物検査の役割
- 〇 農産物検査による産地品種銘柄証明
- 〇 平成16年産米及び17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査
- 水稲うるち玄米の産地品種銘柄

1 農産物検査の役割

農産物検査法に基づく米の検査は、

- ① 米の公正かつ効率的な取引を行うための規格取引の根拠であるとともに、
- ② 小売段階のJAS法に基づく**米の表示**の根拠 となっている。

· ○ 農産物検査法 (昭和26年法律第144号) (抄) (目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その 適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることによ り、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、 あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与するこ とを目的とする。

(参考) 農産物検査と規格取引、精米表示の関係について

農産物検査

農産物検査員が目視で判定の上、登録検査 機関が証明

- ・品位規格:整粒割合等物理的性状により、、
 - 1等、2等、3等の等級を格

付け

· 産地品種銘柄:農産物規格規程(平成13年

農林水産省告示244号)

ィ・産地(道府県)、

- • 品種

· 年 產 : 生産年

規格取引

- 産年
- ·産地品種銘柄
- · 品位規格(等級) 1等、2等、3等 (精米歩留格差)

JAS法に基づく玄米及び精米品質表示基準

(平成12年3月31日 農林水産省告示第515号)

産地・品種・産年及び使用割合を表示する場合は農産物検査証明を根拠

- ・産 地:〇〇県
- ・品 種:例 (コシヒカリ100%)

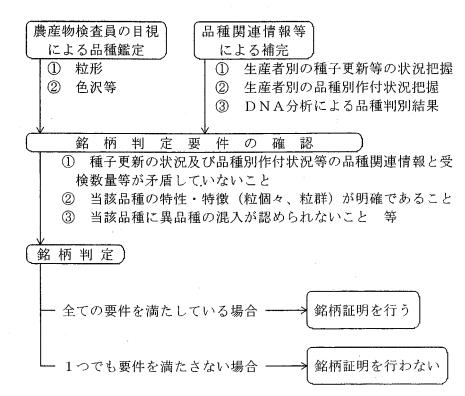
コシヒカリ60% \ ササニシキ20% その他20%

・産 年:○○年産

3 農産物検査による産地品種銘柄証明

- (1) 品種判別方法
 - ① 農産物検査による米の産地品種銘柄証明は、農産物検査員の玄米形状の目視による判定を基本としている。 この場合、農産物検査員は、
 - ア 生産者の申告
 - イ 生産者の品種別作付状況等の品種関連情報 等を補完情報として活用している。
 - ② 米の出荷段階での目視による産地品種銘柄証明は、出荷が集中する収穫期に大量流通する米について、短期間かつ低コストで鑑定を可能とする最も実用的な手法である。

〇 米の銘柄検査フロー



- (2) 平成16年産米及び17年産米農産物検査のDNA分析によ 〇 DNAによる品種判別調査結果 る品種判別調査
 - ① 異品種の混入

農産物検査の産地品種銘柄証明についてDNA分析に よる品種判別調査を実施したところ、産地段階で異品種 の混入が確認された。

② 異品種混入程度

異品種の混入が判明したものを対象に異品種の混入度 合いを25粒法で分析した。

これによると、

ア 25粒中3粒以下のもの

16年産:53%

17年産:45%

と概ね半数である一方、

イ 25粒中13粒以上のもの

16年産:19%

17年産:23%

となっている。

とりわけ、生産者の品種名の誤記入及び品種の取り違 えが、16年産及び17年産とも約10%となっている。

① 品種判別分析結果

	16年産	17年産
調査点数	16,989点	16,443点
一致	. 98.1%	99.2%
不一致	1.9%	0.8%

調查対象品種: 17年產 10品種 16年產 20品種

平成17年產米品種判別分析結果

种控制体泡

<u>/</u>	<i>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / </i>	1.00				
地域別	調査点数	異品種の混 入等が認め られたもの				
北海道	568	14 (2.5%)				
東 北	6,341	62 (1.0%)				
関 東	3,102	20 (0.6%)				
北陸	3,059	9 (0.3%)				
東 海	421	2 (0.5%)				
近 畿	502	4 (0.8%)				
中国四国	1,272	8 (0.6%)				
九州沖縄	1,178	12 (1.0%)				

品種別状況 異品種の混 入等が認め 品種別 調査点数 られたもの 8,019 コシヒカリ 29 (0.4%) 2,445 29 (1.2%) 2,132 ひとめぼれ ヒノヒカリ 1,462 14 (1.0%) はえぬき 951 6 (0.6%)568 つがるロマン 550 ササニシキ 141 ハナエチゼン 111

異品種の混入程度 (16 17年産)

ν_	<u> </u>	ー/年 <i>/</i>
	25粒中に混入する異品種の粒数	異品種の混入等が認められた点数
L	2 3位11日此八,3英山山里/心成	16年產 17年産
	1粒~ 3粒 (4%~12%)	174点 (52.9%) 59点 (45.0%)
	4粒~ 6粒 (16%~24%)	5 4点 (16.4%) 2 9点 (22.1%)
	7粒~ 9粒 (28%~36%)	28点 (8.5%) 7点 (5.3%)
	10粒~ 12粒 (40%~48%)	10点 (3.0%) 6点 (4.6%)
	13粒~ 15粒 (52%~60%)	8点 (2.4%) 6点 (4.6%)
	16粒~ 18粒 (64%~72%)	9点 (2:7%) 5点 (3.8%)
	19粒~21粒 (76%~84%)	6点 (1.8%) 3点 (2.3%)
ſ	- 22粒 ~ 24粒 (88%~96%)	13点 (4.0%) 0点 (0.0%)
	品種名誤記入又は品種の取違え(100%)	27点 (8.2%) 16点 (12.2%)
	合 計	329点 (100%) 131点 (100%)

(注) () 内は、構成比である。

水 稲 うるち 玄 米 の 産 地 品 種 銘 柄 (17年産道府県別検査数量上位5品種)

				検 査 数	量上位	5 品 種		
道府県	銘柄数	検	查数量_	<u> </u>		- 44 12		
	H1(1)	1	2	3	検査数量割合	4	5	検査数量割合
北海道	13	きらら397	ほしのゆめ	ななつぼし	84.7	大地の星	あやひめ	86.6
青森県	7	つがるロマン			95.1	あきたこまち	むつかおり	96.7
岩手県	9	ひとめぼれ			97.1	かけはし	ササニシキ	99.4
宮城県	19	ひとめぼれ	ササニシキ		97.7	まなむすめ	たきたて	98.9
秋田県	16	あきたこまち			98.3	はえぬき	ササニシキ	99.4
山形県	22	はえぬき	ひとめぼれ		87.7	あきたこまち	ササニシキ	97.5
福島県	18	コシヒカリ		あきたこまち	93.8	ふくみらい	チョニシキ	96.5
茨城県	10	コシヒカリ	あきたこまち	ゆめひたち	92.8	ひとめぼれ	ミルキークイーン	96.4
栃木県	10	コシヒカリ	あさひの夢	ひとめぼれ	96.5	アキニシキ	月の光	98.4
群馬県	9	ゴロピカリ	あさひの夢		87.1	コシヒカリ	ひとめぼれ	96.1
埼玉県	10	コシヒカリ	彩のかがやき	キヌヒカリ	68.4	朝の光	あかね空	89.7
千葉県	10	コシヒカリ	ふさおとめ	あきたこまち	94.8	ひとめぼれ	ミルキークイーン	99.6
神奈川県	4	キヌヒカリ	祭り晴	さとじまん	96.1	コシヒカリ		97.3
新潟県	18	コシヒカリ	こしいぶき	ゆきの精	95.6	ひとめぼれ		97.8
富山県	16	コシヒカリ	てんたかく	ハナエチゼン	98.8	日本晴	夢ごこち	99.4
石川県	12	コシヒカリ	ゆめみづほ	ハナエチゼン	93.9		ほほほの穂	98.0
福井県	12	コシヒカリ	ハナエチゼン	ひとめぼれ	96.9	キヌヒカリ	イクヒカリ	98.7
山梨県	6	コシヒカリ	ひとめぼれ	あさひの夢	93.5	農林48号	日本晴	97.4
長野県	9	コシヒカリ	あきたこまち	ひとめぼれ	96.2	キヌヒカリ	秋晴	98.0
岐阜県	16	ハツシモ	コシヒカリ	あさひの夢	77.5	あきたこまち	ひとめぼれ	95.8
静岡県	11	コシヒカリ	キヌヒカリ	あいちのかおり	81.7	あさひの夢		93.8
愛知県	12	あいちのかおり	コシヒカリ	祭り晴	80.8	あさひの夢		91.7
三重県	13	コシヒカリ	キヌヒカリ	あきたこまち	91.3		みえのゆめ	
滋賀県	17	コシヒカリ	キヌヒカリ	日本晴	81.6	秋の詩	あきたこまち	
京都府	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	祭り晴	87.6	ヒノヒカリ	どんとこい	96.7
大阪府	5	ヒノヒカリ	キヌヒカリ	祭り晴	96.3	コシヒカリ	ひとめぼれ	
兵庫県	18	コシヒカリ	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	89.2	ハナエチゼン		91.7
奈良県	5	ヒノヒカリ	あきたこまち		89.3	キヌヒカリ	コシヒカリ	99.1
和歌山県	10	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	コシヒカリ	82.2	日本晴	ミネアサヒ	93.1
鳥取県	10	コシヒカリ	ひとめぼれ		95.4	おまちかね		97.3
島根県	7	コシヒカリ	ハナエチゼン		97.4	ヒノヒカリ	きぬむすめ	99.0 88.7
岡山県		ヒノヒカリ	コシヒカリ	アケボノ	62.0	あきたこまち	朝日 あきろまん	84.9
広島県		コシヒカリ	ヒノヒカリ	中生新千本		晴るる	日本晴	95.0
山口県		コシヒカリ	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	91.1	ドノヒカリ	あわみのり	97.1
徳島県	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	ハナエチゼン	89.2	はえぬき	キヌヒカリ	98.6
香川県	9	ヒノヒカリ	コシヒカリ	オオセトあきたこまち	89.2	愛のゆめ	松山三井	91.3
愛媛県	9	ヒノヒカリ	コシヒカリ	ナツヒカリ	88.4	あきたこまち		94.0
高知県	19	コシヒカリ	夢つくし	ニシホマレ	82.2	つくしろまん		88.8
福岡県		ヒノヒカリ	夢しずく	コシヒカリ	83.3	たんぽの夢		92.2
佐賀県長崎県	12	ヒノヒカリ	ラしゅく	あさひの夢	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	レイホウ	日本晴	93.1
長 呵 乐 熊 本 県		ヒノヒカリ	森のくまさん		79.1	ユメヒカリ	あきげしき	89.8
大分県		ヒノヒカリ	ひとめぼれ		90.9	ユメヒカリ	おおいた11	92.2
宮崎県		コシヒカリ	ヒノヒカリ	ユメヒカリ	96.7	さきひかり	かりの舞	97.8
声呵 宗 鹿児島県		ヒノヒカリ	コシヒカリ	はなさつま	95.3	かりの舞	ミルキークイーン	
沖縄県			ちゅらひかり		99.8	10 / 0/94		99.8
/丁 作电 不		J.C.471840	1 20.00	1/ / 1				
全国計	533	1			91.3			95.6
1	l				<u></u>	<u></u>		